優良自動車運転者（２０年以上）の審査基準

１　基本的考え方

(1)　長野県交通安全運動推進本部顕彰規程別表の１の顕彰基準に基づくが、業務として２０年以上無事故無違反であるだけでなく、顕彰の基準(1)、(2)の要件をすべて満たすことが必要となる。

(2)　「顕彰候補者推薦書」の具体的に交通安全活動を行なっている内容や、模範的な活動事項が審査の基準となる。

２　具体的事例

（顕彰推薦書の「人格円満で他の自動車運転者の模範と認められる具体的事項」欄の記述）

○　過去の表彰例から

例１

・　長年にわたって△△会社のタクシーの運転業務に携わり、○○年以上無事故無違反で安全運転を続けている。
・　長年の自身の運転経験を生かし、他の乗務員をまとめ、交通事故防止、お客様へのサービス向上のための指導を行なっている。
・　真面目で温厚な性格であり、会社においても、お客様からも厚い信頼を得ている。
・　季別の交通安全運動期間中には、休日や早朝にも率先して地域の交通安全運動に参加しており、住民からも感謝されている。

例２

・　△△氏は○○会社に昭和△△年に入社以来○○年の長きにわたり、配送業務に携わっており、その間無事故、無違反の運転を実践されてきた。
・　交通安全については、特に関心が深く、人格円満で温厚な性格により、常に従業員の模範となり、他の従業員の指導や、相談役として会社の交通事故防止に貢献してきている。
・　地域においても、自身の経験を生かし、交通安全活動のアドバイスを行い信頼も厚い。